

糸島市補助金設計書

所管課 学研都市づくり課

補助金名称	九州大学学術研究都市推進機構補助金
区分	⑤その他の事業補助（負担金的）
該当例規等	なし

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策 4_企業誘致の促進

施策②_新産業を創出する学術研究都市づくり

1 補助の目的

九州大学の研究成果である知的財産と産業界の事業化需要とを結びつけ、①産学官の連携、②企業・研究機関等の立地促進のための調査検討、情報提供、③先端技術に係る調査研究を推進することで、地域経済の活性化、九州大学学術研究都市構想の具現化を図るため。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

- 1 学術研究に関する広報活動事業
- 2 産学官の共同研究による研究開発支援事業
- 3 産学連携交流支援事業
- 4 研究機関等の立地支援事業

【補助対象者】

財団法人九州大学学術研究都市推進機構(理事長)

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

活動事業費及び派遣職員人件費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【積算根拠ほか】

【内訳】

◆活動事業費部分/343万円、 ◆派遣職員人件費部分/344万円
活動事業費部分については、活動経費のうち人件費を除いた額を補助金拠出団体間で取り決めた割合で按分して支出しており、本市の負担割合は8%。

※ちなみに他団体の活動事業費は、福岡県、福岡市、九州大学、九経連が23%

※人件費部分は、職員を派遣している団体が派遣職員に係る給与の必要部分(通勤・勤労・時間外・共済手当)を負担している。(人事係に次年度必要経費を概算で算出してもらい、概算払いで年度末に精算)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで